

神奈川労働保険 指導協会だより

平成十八年
秋季号

編集と発行

〒231-0864 横浜市中区千代崎町4-97
労働保険
事務組合 神奈川労働保険指導協会
TEL 045-625-3616(代)
FAX 043-625-3617
E-mail: info@kanagawa-rouho.com
URL http://www.kanagawa-rouho.com

業務案内

労働保険(雇用保険・労災保険)
法に基づく諸業務、給付請求、
労働保険料徴収納付、その他
事務指導



18年3期労働保険料の納期です。
指定期限までにお忘れになりませんようご納付お願い申し上げます。

育児・介護休業法とは

《育児休業法》⇒男女を問わず、1歳未満の子を養育する労働者に対して、その子が1歳(保育所に入れない場合や配偶者が傷病等により子を養育出来ない場合は1歳6ヶ月)に達するまでの間、育児休業を取る権利を与えるとともに、事業主に勤務時間の短縮などの処置を義務付けた法律。

《介護休業法》⇒男女を問わず、労働者が要介護者状態にある対象家族を介護するための休業で、最長で1人の対象家族につき3ヶ月間(傷病事由が違えば何度でも取れます。)休業を取る事が出来ます。

この法律をもとに、下記の雇用保険制度より、休業中の給付がおりた場合事業主は賃金を支払う必要はありません。



育児・介護休業給付一覧

	育児休業給付	介護休業給付
支給要件	1歳未満(一定の要件を満たす場合は、1歳6ヶ月)の子を養育する為に、育児休業を取得していること	対象家族の介護を行う為に、介護休業を取得していること
	<ul style="list-style-type: none"> 休業開始日前2年間に、給与支払いのある日11日以上(給与月で)の月が12ヶ月以上あること 休業対象となる月に、まるまる休んだ日が20日以上(給与月で)あること 休業中の給与が、休業開始時の80%未満であること 	
支給額	原則として、休業開始時の賃金日額に支給日数を乗じた額の30%相当額。職場復帰後に支給される職場復帰金もあります。	支給開始時の賃金日額に支給日数を乗じた額の40%相当額で1ヶ月単位で支給(3ヶ月が限度)

“中小企業子育て支援助成金”

中小企業における育児休業・短時間勤務制度の取得促進を図るため、育児休業取得者・短時間勤務制度の適用者が初めて出た場合に、**1人目に100万円、2人目に60万円**の助成金が中小企業事業主(従業員100人以下)に支給されます。

注1 育児休業・短時間勤務制度について就業規則に定める等一定の要件があります。

注2 パート・アルバイト等短時間勤務の方は減額されて支給されます。

例) 初めての育児休業取得者Aさん 2人目の育児休業取得者Bさん

(1人目)



(2人目)



1人目 Aさん	100万円
2人目 Bさん	60万円
計	160万円

ご質問等がありましたら、当協会までご連絡下さい。